



和田謙三さん



吉田甫さん



望月虎一さん



米山務さん

昭和47年度の市長表彰者

富士市表彰条例にもとづく市長表彰を11月1日、吉原市民会館で行ないました。表彰を受けたのは、教育文化功労の和田謙三さん、吉田甫さんと水火災防護功労の望月虎一さん、善行表彰の米山務さんの4人で、渡辺市長から表彰状と記念品が贈られました。

■和田謙三さん（川成島・96才）
明治33年以来、70有余年にわたり教育

の実践者として、また生活文化の伝承者として郷土の発展に、大きく尽されました。

■吉田甫さん（平垣・73才）

大正8年以来50年にわたり、教育の実践家として、学校教育はもとより、地域社会の教育的リーダーとし、自治体の教育行政の振興にも尽くされました。

■望月虎一さん（津田・70才）

昭和10年消防組頭を拝命してから35年有余、消防幹部として団員の指導と災害の防御の指揮にあたるとともに、消防力の増強と任務の完遂に尽くされました。

■米山務さん（今泉2・66才）

昭和37年以来青少年の健全育成と善導をはかるため、花いっぱい運動を精力的に、しかも常にリーダーとして運動を進めてきました。

サラリーマンのおくさんも年金に加入できます

奥さん、あなたは年金に加入していますかー。あなたが勤めていて、職場の年金や共済組合に加入している場合は別ですが、家庭にいる奥さん自身は何にもありません。このため、奥さん自身も年金をもらえるように、国民年金には希望で加入できる制度があります。安い掛金でたくさんの年金が受けられますから、国民年金へ加入されるようおすすめしますなお、年金には次のような種類があります。

●老令年金 保険料を25年以上納めた人が65才になつたときから（昭和5年4月1日以前に生れた人は25年なくてもよい）受けられます。年金額は25年かけて96.00円（月8,000円）、40年で153,600円（月12,800円）です。

●通産老令年金 国民年金を納めた期間が1年以上あつて、厚生年金の期間やサラリーマンの主人との結婚期間などあわせて25年以上あるとき（昭和5年4月1日以前に生た人は25年なくてもよい）受けられます。

●障害年金 国民年金に加入してから、大ケガや重い病気になつたとき受けられます。年金額は1級障害で132,000円（月11,000円）、2級障害で105,600円（月8,800円）です。

●母子年金、準母子年金 母子家庭や準母子家庭（祖母と孫、姉と弟妹）になつたとき受けられます。年金額は100,800円（月8,400円）です。子どもが2人以上の場合2人目の子1人につき4,800円加算されます。

●遺児年金 国民年金保険料を1年以上納めている父や母が死亡して、孤児となつたとき18才まで受ける年金です。年金額、加算額は母子年金と同じです。

●寡婦年金 老令年金を受ける資格があつた夫（10年以上つれそつていた場合に限る）が老令年金を受けないで、死亡したとき、妻60才から64才まで受けられる年金です。年金額は夫が受ける年金額の2分の1です。

以上が年金の種類ですが、これらの年金額をより多く年金を受けたいという人のために、加算年金制度（所得比例年度）があります。保険料は定額保険料月550円のほかに、所得比例保険料350円を納めていただきます。したがつて、所得比例保険料を25年納めた人は、定額の月8,000円のほかに月4,500円加算され、月12,500円の年金を一生うけられることになります。なお、加入の申込みは、年金課へ国民手帳と印かんを持って届出ください。

（社会福祉センター）

小グループの利用はいつでもどうぞ

社会福祉センターが9月16日開館してから、毎日大ぜいの人たちに利用され、大変喜ばれています。2階には和室などもあり、小グループ（10人から20人）ならいつでも使えますから、ご利用ください。申込みは社会福祉センター事務局（電51-3200）へ。

